

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東大阪市長 野田 義 和

市町村名 (市町村コード)	東大阪市 (272272)	
地域名 (地域内農業集落名)	峠髪切地区 (峠髪切)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 1 1 月 9 日 (第 3 回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、標高400mほどの古くからの街道（暗峠奈良街道）に面した棚田を中心とした農地で、狭小な農地が多数を占めている。
- ・水稻を中心に、一部野菜等の生産を行っている。
- ・景観に優れた地区であるが、担い手不足により遊休農地が発生しており、さらなる増加が懸念される。
- ・山間部のため、鳥獣被害が多く防護柵など、対策を講ずる必要がある。
- ・農家の大半が兼業農家で、いわゆる自給的農家がほとんどである。
- ・意向調査によれば、60歳以上の農業者が大半で、後継者のいない農業者は少ないものの、後継者はいるが就農未定が多く、継承できない農地が多く発生することが懸念される。

【地域の基礎的データ】

農地所有世帯数 : 9戸
農地筆数 : 92筆
主な作物 : 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間に位置し、傾斜もきつく農地としては不利な条件ではあるが、高地の好条件を利用して良質な米が生産できることを活かし、米のブランド化や对外発信等を研究・検討していく。
- ・今後も水稻を主要作物としつつ、野菜や果樹等の生産にも取り組む。
- ・地域の里山景観や魅力資源を活かして、農業体験やボランティア、景観スポット、棚田オーナーなどの活用について検討を進める。
- ・将来の在り方については、今後必要に応じて協議を行い、検討・決定していくものとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内で現在、農業上の利用が行われている農地および将来、農業上の利用が行われる可能性がある農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸し手からの希望等 必要に応じて、農地中間管理機構を通じて貸借を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現状、大規模な基盤整備事業は検討しない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新たな担い手のための駐車場や倉庫、トイレ等の設備や農機具の貸借などの取り組みを検討する。 ・新たな担い手に向けた地域のルールなどの地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。 ・新たな担い手を受け入れるにあたり、受入条件、呼込方法などの地域のルールを検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組方針

- ・イノシシによる農作物の被害が増加しているため、実情に合わせて侵入防止柵の設置等の対策を行う。
- ・被害を受けた場所や侵入経路などの、情報共有を行う。
- ・鳥獣被害防止対策にかかる行政の補助の充実を検討。

⑦保全・管理等の取組方針

- ・保全すべき農地に対して人手が不足していることから、ボランティア等の活用も検討する。